

「謳歌」の意味について

柰 竹 民

目次

はじめに

一、「謳歌」のよみと表記

二、中国文献に於ける「謳歌」

三、日本文献に於ける「謳歌」

結び

はじめに

漢語の意味変化はその出自となる中国語と比較して上位分類すれば、意味の「拡大（一般化とも言う）」、「縮小（特殊化、限定化とも言う）」、「転用（転移とも言う）」という三つの類型に分けられる。更にその下位分類としては意味の「向上（プラス化とも言う）」、「下落（マイナス化とも言う）」なども考えられる。意味の向上、下落という変化とは、ある語がある特定のコンテキストに於いて殆ど規則的によい意味か或いはわるい意味かのいずれかで用いられるようになるという意味の変化を指すことである。無論、言葉自体はプラスかマイナスかというような価値が存しないが、ここで言う意味の価値とはその語の示す意味の概念、内容のことを指すものである。意味概念、内容は社会の一般的な価値意識及び

価値観に基づいて認識、判断してみれば、「よい」「わるい」という価値上の差異が生じてくる。

本稿で取り上げる「謳歌」⁽¹⁾は意味の下落という変化類型の一例として考えられる。以下、その意味変化の時代、文献群、更に意味の変化を喚起する要因などの点を巡って検討を加える。

一、「謳歌」のよみと表記

「謳歌」の意味が如何なるものかに先立って、先ずそのよみと表記を確定する手続が必要である。次に掲げる古辞書と古文獻を通して考察を進める。

謳唐韻集韻韻會正韻萃鳥侯切音歐
廣雅歌也玉篇吟也說文齊歌也(用例略) (康熙字典)

歐廣韻集韻韻會正韻發鳥侯切音歐與謳同
氣出而歌也又歐歌聲也(用例略) (同右)

歐鳥鉤切或言謳謳通接謳
氣出而歌也通作歐借謳非 (正字通欠部十52)

歌調用七上字ヲ (和刻本辞書字典集成千禄字書九オ⑤) 詞葛羅反
歌調用七上字ヲ (新撰字鏡卷三十⑥)

運歌亦作謳同 (天理大学天理図書館蔵世俗字類抄下二ウ⑧)

歌調並正多 古何反俗哥非
歌用上字 ウタウタフウタウタフ (観智院本類聚名義抄僧中48⑨)

謳一哥歌正 詩谷 (同右法上51⑦)

歌歌調踏韻 哥 (異體字辨58ウ②)

右の日中兩國の古辞書の記載に依れば、「謳」と「歐」、「歌」と「詞」、「哥」が異体字関係として通字となることが明らかになる。以下、それらを全部考察の対象として取り上げる。亦、よみについては左記の古辞書と古文獻に見えるように「オウカ」と音よみし、漢語として早くも日本語に登録されたのである。

謳歌オホカ (黒川本色葉字類抄中疊字69ウ⑤)

「謳歌」の意味について

- 謳歌ウツカ之説セツ之義セツ非本説セツ（伊京集29③） 謳歌ウツカ（温故知新書26④）
 胸臆ウツカ之説セツ 謳歌ウツカ之説セツ 閭巷ウツカ之説セツ以上三ハ非（東京教育大学蔵古本下学集139④）
 謳歌ウツカ之説セツ之義セツ也セツ 非本説セツ（文明本節用集28③） 謳歌ウツカ之説セツ非本説セツ（塵芥上46⑦）
 道一ウツカ路 謳歌ウツカシ多美ニ皇一ウツカ化ウツカ（久遠寺蔵本朝文粹卷六253⑦）
 欲ウツカ決ウツカ之ウツカ由ウツカ 雌雄ウツカ之ウツカ由ウツカ 謳歌ウツカシ洛中ウツカ（延慶本平家物語第一本79才①）

二、中国文献に於ける「謳歌」

日本語に於ける「謳歌」の意味を考える際に、先ずその出自となる中国語としての「謳歌」の意味を考究する必要がある。以下、具体例に従って中国文献の「謳歌」を見る。

1、甯戚ウツカ之謳歌ウツカ兮齊桓聞以該輔ウツカ（楚辞、離騷第十三段）

cf 甯戚は牛口の匹夫たりながら、つひに国の政に臨む（十訓抄三）

cf 甯戚ウツカ吓ウツカ角ウツカ（ウツカ印カ）
 （長承本蒙求72）

cf 甯戚扣ウツカ牛角ウツカ（閑吟集序）

「甯戚」という者は、春秋時代の衛の国の人であり、志を遂げずに、牛に餌を食せる時に牛の角を叩いて歌を歌っているところを、春秋の五霸の一人である斉の桓公に聞かれて、見出され、登用された人物である。それは参考例の「十訓抄」の記述からも察知される。「謳歌」は参考例にもあるように甯戚が牛の角を叩きながら歌を歌うという意味を表す。

2、河間王夜飲妓女謳歌一曲下一金牌席終金牌盈坐（雲仙雜記）

3、若夫樂推所歸謳歌所集之魏晉可謂取其實矣（南史宋武帝紀論）

「謳歌」は、それと共に用いられている歌を数える表現「一曲」と「所集」の意味から推して例1と同様、歌を歌うこと、歌そのものを表すと考えられる。

4、天下諸侯朝覲者、不之堯之子、而之舜、訟獄者、不之堯之子、而之舜、謳歌者不謳歌堯之子、而謳歌舜。故曰、天也。(孟子・万章上)

例4の「謳歌」は右の三例と違つて具体的に歌を歌うのではなく、中国の伝説上の聖人の一人である舜の徳を人々が口々にほめたたえるという抽象的な意味で用いられている。つまり、「徳をたたえて歌う者は堯の子の徳を歌わないで、舜の徳を歌う」と解せられる。次に列挙する「謳歌」はいずれも帝王の徳政、仁政、国の繁栄、安泰などの称賛に値すべき内容と共に起して用いられ、そのすばらしいことを多人数でほめたたえるという意味を表すと見られる。

5、禹崩、三年之喪畢、益避禹之子於箕山之陰。朝覲訟獄者、不之益、而之啓。曰、吾君之子也。謳歌者、不謳歌益、而謳歌啓、曰、吾君之子也。(同右)

6、梁帝詔曰獄訟有歸謳歌爰適(陳書・高祖紀)

7、六年仁政謳歌去、柳繞春堤處々聞(杜牧・寄牛相公詩全唐詩卷527)

8、文物京華盛、謳歌国歩康(楊巨源・春日奉獻聖壽無疆詞十首同右卷333)

9、區宇神功立、謳歌帝業成(劉長卿・書事詩)

以上の考察で中国文献に於ける「謳歌」の意味については次の二つに帰納できるかと思う。⁽²⁾

(一) うた、うたをうたうこと。

(二) (多人数で好ましいことを) ほめたたえること。

(一)は「謳歌」の本義とも言えるもので、具体的で且つ中性的な性格であるのに対して、(二)は(一)の具体的という意味の特徴を土台に、比喩的に用いられ、抽象化して、評価すべきプラス的な意味として看取される。亦、「多人数の言語行為」

いわば多くの人が口々にするという意味特徴を抽出することも出来よう。

次節では、日本語に流入した「謳歌」は如何にして使用されているのか、果して意味の変化が生じるのであろうか、若し生じるならば、いつどのような文献であろうか、などの点を中心に検討を施す。

三、日本文献に於ける「謳歌」

日本文献を、その表現形式、内容、著者に基づいて漢文、和文、和漢混淆文に分かち、⁽³⁾調べたところ、日本文献に於ける「謳歌」の使用状況は下掲の表(一)の通りとなる。

表一

歌謳 (詞、歌)	考察対象		ジャンル	年代			
	文献						
1	凌雲集	漢	平	安			
1	都氏文集						
2	久遠寺藏本朝文粹						
1	享祿本雲州往来						
1	本朝麗藻						
1	平安遺文(1-10)						
1	台記						
45	玉葉						
7	明月記						
1	三長記				文	鎌	倉
7	吾妻鏡						
1	吉記						
3	勘仲記						
2	花園・伏見天皇宸記						
1	鎌倉遺文(7)						
2	延慶本平家物語	和漢混淆文					
6	後愚昧記	漢	室	町			
1	宣胤卿記						
1	多聞院日記						
1	十二月消息						
1	百也往来						
3	閑吟集序						
7	園太曆						
1	太平記	和漢混淆文					
1	莊子抄						
99	合計						

表(一)の示すが如く、「謳歌」は、奈良時代の文献からは検出できず、平安時代に入って勅撰漢詩集に始めてその使用が見えるようになる。亦、漢語という素姓のため、和文への浸入は出来ず、漢文、和漢混淆文のみ現れている。が、時代別に見れば、平安時代では「謳歌」が漢文に限って用い、書記用文章用語という性格を呈する。鎌倉時代になって和漢混淆文にも使用されるようになったとは言え、依然として漢文に偏用される傾向が保たれている。室町時代にも同様の事が言えよう。

以下、日本文献に於ける「謳歌」について表(一)に基づき、時代別、文章ジャンル別に考察を加える。先ず、今回調査した例の内にも最も早い例となる『凌雲集』の例を始めとする漢詩文に見える五例を挙げてその意味を考える。

10、不_レ異_三沛_三中_三聞_三漢_三筑_三、謳_三歌_三濫_三續_三大_三風_三音。(凌雲集・奉和聖製宿舊宮應製)

cf 樂思回斜日、歌詞繼大風(唐・宋之間・奉和幸長安故城未央宮應製)

例10と参考例中の「大風」は漢高祖が歌った彼の著名な「大風歌」のことを指す。「謳歌」は参考例の「歌詞」の意味と殆ど一致して歌を歌うことを表すと考えられる。残りの四例はいずれも「徳政、皇徳」などのようなすばらしいことを人々が口をそろえて称賛するという意味とされる。

11、光華之運未_レ盡、謳_三歌_三之聲猶喧。(都代文集79上①)

cf 聲傳已覺謳_三歌_三遍、身到前知政令寬。(蘇轍詩)

12、道_一路謳_一歌_一多美_三皇_一化_一。(久遠寺藏本朝文粹卷六53⑦)

13、定_メ繼_{ツカレ}去年之謳_一歌_一。(同右54②)

14、兩地聞_一名_一追慕多、遺文何日不_レ謳_一歌_一。(本朝麗藻633下⑩)

漢詩文に於ける「謳歌」は中国語の意味をそのまま踏襲していると言つてよい。これはほかでもなく漢詩文の作者が中国の漢詩文を積極的に模倣し、それに近づこうという創作の情熱と意識が働いているためであろう。換言すれば、彼

様な作者の意識の下で漢詩文の漢語は他の文章ジャンルよりその意味の変化が起り難いのではないかと思われる。

次に漢詩文と同じ表記形式を取る公家日記などの古記録という和化漢文に見える「謳歌」の意味を検討する。果して同じ表記形式の漢詩文と同様に使用されるのであろうか。先ず、藤原頼長の日記『台記』にある「謳歌」の例を挙げてみよう。当日記は他の公家日記と些か違つて、貴族の不倫とも言える同性愛―男色のことについて憚ることなく多く書き記されているのである。⁽⁴⁾

15、人傳、參議忠基、教長等卿、中務少輔教良、今夕行_レ婚姻之禮_ニ云々、三人兄弟、一夜婚姻、人以_レ謳歌、也以_レ嘲哂

(台記一22上⑩久安三年(1147)七月二十日)

例15はまさに貴族間の男色のことを「謳歌、嘲哂」することについて記録する例である。「謳歌」は後続文の「嘲哂」の持つ意味と「謳歌」の内容―男色とを合せて考えると、出自となる中国語はもちろんのこと、同時代の漢詩文と相違して、称賛するどころか、寧ろ「嘲哂」すべき、好ましくない出来事を人々が口々にする。いわば噂、取り沙汰するといったような意味を表すと見られる。中国語及び漢詩文の意味と異なることになる。但し、ここでは決して頼長の漢才の不足による誤用ではなく、「謳歌」の本来の意味を熟知した上で多人数の言語行為という意味特徴を生しつつ、「三人兄弟一夜婚姻」という猥らかな男色について人々の興味本位な評判を効果的に表現しようと、本来の意味を比喩的に用いたのである。枚数の関係のため、次に同じ公家日記の『玉葉』に見られた四十五例中の十例の「謳歌」のみを取り上げ、その意味について考察する。尚、意味分析に際して、「謳歌」の内容(対象)、人物或いは場所、更に「謳歌」の内容(対象)に対しての評価などの点に注目しながら行う。それらを抽出して左記の表二のように纏めることが出来る。

16、六日_卯閑白可_レ被_レ迎新妻_ニ云々、入道太相國娘_{世號_ニ白川殿_一、故攝_ニ世間謳哥_一、不知_ニ實否_ニ者也、(玉葉卷12下②承安三年}

(1173)六月六日)

17、爰多武峰惡徒等、可_レ入_レ夜_ヲ打於南都_一之由、普以_レ謳歌、非_ニ畜有_ニ云々之説、其証據已以多、因_レ之、為_ニ用心_一守閑々

「固道々」(同右卷13309下⑩承安三年(1173)七月二十一日)

18、又内裏修理事、頭辨辭退、重方兼光等奉行云々、長方之沙汰不叶時務之由、上下謳歌、仍所辭歟、(同右卷14

367上⑪承安四年(1174)四月二十九日)

19、日出之後參内云々、為任右大將、卒爾被仰可獻辭狀之由、仍太以周章云々、内府可被昇太相之由、此兩三年歐歌、須除目以前被行任大臣、(同右卷2310下⑫安元三年(1177)正月二十五日)

20、除目之時、不被任宿官事、レ、此事、外記、先例不被任宿官之由、依令申、不任之旨、天下謳歌、仍

不レ耐レ不審尋問、(同右卷2322上⑬安元三年(1177)三月七日)

21、中宮同渡給、子細追可尋記、依大衆事駕腰輿、卒爾行幸、為物恠之由、世上謳歌、令以符合歟、燒亡所々(同右卷2436下⑭安元三年(1177)四月二十八日)

22、其後頗事似和氣、然而猶以有可被擗召院近臣等之由謳歌云々、凡近日「之」巷說縱橫無極、難存一定歟、(同右卷31310上⑮治承三年(1179)十一月十六日)

23、問遲怠之由、各陳云、近衛司只一人忠季參入、被尋催之間遲々、レ、如此之間鐘鳴、衆人稱奇異、凡此實首未練之由、天下謳歌、父卿年來其志深、此人又見來、而為人被輕賤、實以遺恨也。天性頗非其器量歟、(同右卷45

213下⑯文治二年(1187)六月十四日)

24、其狀云、此事全非彼懇望、又非有引級之思、為身無其益、只衆口之所寄哥イ、其仁在彼人、也指余前攝政一切、不被知萬機之由、世上謳歌、仍偏思天下事及君御事之故、所申出此事也、(同右卷46224下⑰文治二年(1187)七

月三日)

25、與前攝政不存異心、通音信之條、叡念之所慕也、汝可否隨人之所言存之、謗之時、奇之感之時、悦之、今年之豊稔、萬機之叶天意之由、所謳哥世上也、善惡事更無深御意趣、早可存其旨者、余申云、(同右卷24上⑱

「謳歌」の意味について

文治二年(1187)閏七月十五日)

表二

謳(歐)歌(調、哥)											
25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	
豊稔、萬機之叶 _三 天意 _一	不 _レ 被 _レ 知 _三 萬機 _一	貫首未練	可 _レ 被 _レ 擲 _三 召院近臣等 _一	爲 _三 物恠 _一	不 _レ 被 _レ 任 _三 宿官 _一	可 _レ 被 _レ 昇 _三 太相 _一	不 _レ 叶 _三 時務 _一	夜 _三 打南都 _一	迎新妻、入道太相国娘	三人兄弟、一夜婚姻	内容(対象)
世上	世上	天下	(朝廷)上下か	世上	天下	(朝廷)上下か	(朝廷)上下	普(いたる所)	世間	人	人物或は場所
仁政か	非 _レ 仁か	天性非 _三 其器量 _一	難 _レ 存 _三 一定 _一	令以符合	不 _レ 耐 _三 不審 _一 尋問	須除目以前被 _レ 任	所 _レ 辭	非 _三 甞有 _三 云々之説 _一	不 _レ 知 _三 實否 _一	嘲哂	内容の評価等

表二の示すように、例25の「謳歌」はその内容から見れば、仁政の象徴とも言える「豊稔」であることを世上つまり世間の人々が称揚するという意味と考えられる。それに対して、残りの「謳歌」は、その内容(対象)がいずれも称えらるべからざる、好ましくないものとなり、亦、その内容の評価などを見ても「不知實否、難存一定」などのような不確実というマイナス的イメージを伴ってくることに、更に「世間、世上、天下」などの「謳歌」の人物或いは場所とを合せて考えると、ほめるべきでないマイナスなことを人々が口々にするという意味で用いられているように見える。

右の考察で平安時代文献に於ける「謳歌」の意味としては次の三つに帰納できようかと思う。

(一) うた、うたをうたうこと。

(二) (多人数で好ましいことを) ほめたたえること。

(三) (多人数で不確かな好ましくないことを) 噂すること。

残りの「謳歌」は同じ方法で検討したところ、いずれも三つの意味のいずれかで用いられていると判断される。(一)、(二)は中国語の本来の意味を撰取したものであり、主として漢詩文に使用されている。一方、(三)は中国語には見えない、新しく派生した意味であり、公家日記などの和化漢文に偏用されている。つまり、平安時代の「謳歌」は文章ジャンルによつて意味上の差異を見せている。尚、(三)の新たな意味は多人数の言語行為という本来の意味特徴を依然として持つており、それを土台に、マイナスなこととよく共に使用されることによつて生じたのであろうと思われる。即ち、多人数という言語行為のため、容易に不確かで、事実にくぐわれないということが起きがちになる。これによつて「謳歌」は好ましくないことと共起しやすくなるのである。

「謳歌」は平安時代極後期頃から公家日記という文献群に於いて意味の変化が起こるようになる。意味の変化に伴つて、本来のプラスの意味からマイナスの意味に変わることになる。いわば、意味の下落という変化が生じた。但し、結果的に見ると、新しい意味の誕生によつてその出自となる中国語より意味が増えて、示す意味範囲が広くなるという意味の拡大という上位分類に帰することとなる。

次に鎌倉時代文献に目を転じて「謳歌」を考察する。鎌倉時代に下ると、「謳歌」は漢文に止まらず、和漢混淆文にも進入して、使用範囲が広まったと言つてよい。先ず、漢文に於ける「謳歌」について平安時代と同じ意味分析の方法でその意味を考える。

26、抑日来可皇子降誕之由、惑有靈夢、或依偏偏イ天下一同謳歌謳歌之、亦御祈等超過先御例、(三長記17上①建久六年(1195)八

月十三日)

「謳歌」は「皇子降誕」という慶賀に値すべき内容、「天下一同」という多人数、「御祈」という評価を合せて考えると、前の時代の(二)の意味を表すと思われる。つまり、前の時代に続いて中国語の本来の意味は鎌倉時代にも受け継がれているのである。次の例も同様である。

27、又兩御願寺新造事。依此火災延引。為第一德政之由。世以謳歌云々(吾妻鏡第廿八山⑭)

「謳歌」は「德政」を世の人がほめたたえることを表す。

28、本自為先猛惡。令懷諸人愁之由謳歌。近日殊又有違勅之科。(同右第四山⑫)

29、及秀衡入道男等者。各令同心合力。擬發向鎌倉之由。有謳歌說云々。(同右第九山⑬)

30、近日取入法皇媚申子細等、世以謳哥、内々施種々祕計云々、人以莫不彈指、(吉記上⑪)

31、今度重輔自關東持參物一卷書之、是今度為勅使宣房卿下向所持云々、但文体非詔非宣、又作名也、關東者戎夷也、天下管領不可然、率土之民皆荷重恩、不可稱聖主之謀叛、但有陰謀之輩、任法可尋沙汰之由被載之、多被引本文、

其文体如宋朝之文章、不可説々々、此上者、日来謳歌之説無子細歟、但此書猶難信用、(花園天皇宸記並下⑦)

例28 29 30 31の「謳歌」は「諸人愁、擬發鎌倉、取入法皇媚、不審な書」といったような好ましくない内容から推して前の時代に生まれた(三)の新しい意味で用いられているとされる。

右の例によれば鎌倉時代の漢文に於ける「謳歌」は平安時代の意味をそのまま撰取して、漢文の繼承性を反映している。残りの同時代の漢文に見える「謳歌」についても同じ意味分析の方法で検討した結果、いずれも右に挙げた各例と同じような意味として使われていることが明らかになる。

ところで右例29 31の「謳歌説」「謳歌之説」という表現形式が平安時代には確認できずに、鎌倉時代に新しく生成したと言えよう。この表現形式は中国語の本来の意味ではなく変化した意味として用いられる新たな言い方である。だか

ら、管見した中国文献には彼様な表現が認められなかったのである。「謳歌（之）説」は已に鎌倉時代に登場したため、上記した室町時代成立の古辞書には一つの熟語として記載されており、その定着振りを物語る。「謳歌（之）説」という形式は平安時代に新たに生じた「謳歌」の意味を更に強く適確に表現しようという意図下で誕生した表現であろう。また、「謳歌」のみより「説」の付加によつて名詞化し、類義表現である「巷説」「風説」「閭巷説」の意味を連想させながら本来の意味が変化した意化かを聞き手または読み手がはつきりと弁別することが出来るという働きもあると考えられる。

鎌倉時代の和漢混淆文に於ける「謳歌」の意味用法について考えてみよう。

32、而^レ勇士^{モウ}競^テ鋒^ヲ、欲^ニ決^{セント}雌雄^ヲ之由^ニ謳歌^ノ洛中^ニ、風聞^ニ山上^ニ既^ニ非^ズ叡慮^ニ（延慶本平家物語第一本79才①）

「謳歌」はサ変動詞として使用され、完全に日本語化したと言えよう。意味は対句の下句たる「風聞」と類似し、「合戦」という内容から都中に噂、取り沙汰されていることを表すと思われる。「謳歌」は本来の意味との関連性によつて意味が変わつていても、口々にするということ「言う」の方に重きが置かれるのに対して「風聞」は風の便りで耳にするという「聞く」の方に傾くように見える。両者の共通した所は不確かな情報を表すのにある。

33、太政入道失給シ後、天下^ニ不思議ノ事共^ヲ謳歌^{セリ}。（同右第三本40ウ⑥）

cf 入道相国被^レ薨^ニ怪^シ賤男^ノ賤女^ノ迄^ニ争愁^ハ 是何^ノ様^ニ 天狗^ノ所^ト為^ト云沙汰有^{（平松家本平家物語卷第六13ウ③）}

cf 入道相国薨^{コト}セラレヌ、アヤシノ賤男^ノ賤女^ノ妻^ニ至^{マテ}争カ愁ヘサルヘキ・是ハイカサマニモ天狗ノ所^ト為^ト云沙汰アリ

（百二十句本平家物語卷第六35⑦）

「謳歌」はサ変動詞として参考例の示すようなことをも含めての「不思議な事」が世間に言いふらされることを表し、参考例の「云沙汰有」に近い意味のように思われる。

和漢混淆文の「謳歌」は漢文と違つて平安時代に變化した意味のみでサ変動詞として用いられている。つまり、鎌倉

時代に於ける「謳歌」は全般的に見れば平安時代の意味を継承したが、文章ジャンルによる意味使用の偏りも存する。次に室町時代文献に於ける「謳歌」に目を向けてその意味について考察する。先ず『閑吟集序』に見られた三例の「謳歌」を掲げてみよう。

34、夫謳歌之爲道、自乾坤定剛柔成以降、聖君之至徳、賢王之要道。(閑吟集序)

35、動天地、感鬼神、莫近於詩。々者志之所之也。詩變成謡謳歌。(同右)

36、爰有一狂客編三百余首謳歌、名曰閑吟集。(同右)

「謳歌」は中国語の本来の「うた、うたをうたうこと」という意味として使われており、次に挙げる『邦訳日葡辞書』の「謳歌」に関する注釈と一致する。

vocaヲウカ (謳歌) Vta.vta (謳歌) 歌謡、または、詩歌、文書體 (邦訳日葡辞書 697)

但し、『邦訳日葡辞書』に載っている意味の他には次のような意味も見られる。

37、其人の徳カ道路ニ充チテ其人ノ徳ヲ謳歌スルソ (庄子抄二二四②)

38、謳歌ト云フハ、其君ノ徳ヲ歌ニツクリテモホメテ歌フゾ。コレヲ謳歌ト云ゾ (三略抄四)

39、四月三日神事、今年結構之由。謳歌之間 (十二月消息卅⑧)

三例のように、「謳歌」は帝王の徳、熊野祭の盛況という称賛すべき、喜ばしいことをほめたたえることを表す。『邦訳日葡辞書』には記されていないが、中国語の本来の意味で用いられていると言えよう。何故『邦訳日葡辞書』に於ける「謳歌」は「歌謡または詩歌」という意味だけとなっているのか、これについては更に検討する必要がある。それは今後の課題とする。

右の例に依れば、室町時代に下つても「謳歌」は鎌倉時代に続いて依然として中国語の本来の意味を受け継いで使用されていることが明白となる。一方、左記の例のように平安時代に生まれた新しい意味としての「謳歌」も見られる。

40、後聞、前関白拔大刀名小狐、名打拂雷云々、依之無別事之由風聞、此説大略爲實事歟、日來好武藝、果而（衍九）而亦如此、

無止之事也、世上謳（見道）之云々、（後愚昧記応安三年（1370）八月十五日）

41、相逐將軍、其邊次第相近云々、随又明日又可有合戦之旨、武士等謳歌云々、（園太曆卷三412①）

42、以上三人被殺云々、言語道断事也、與冬光知行相論、定其故歟云々、希代之沙汰、世間之謳歌、唯此事也、（宣胤

卿記延徳元年（1489）五月一日）

三例の「謳歌」は、それと共に起する、前関白の不可解な行動、合戦之旨、言語道断事といったようなマイナス的な内容から見れば、その好ましくない出来事を噂、取り沙汰するという意味と判断される。つまり室町時代にも鎌倉時代に続いて変化した意味が存続している。そのみならず、鎌倉時代に新たに形成した「謳歌（之）説」も室町時代に於いて引き続きその所在が確認される。そこで、室町時代成立の古辞書には見出語として「謳歌（之）説」が収載されているわけである。

43、皆已オレガ國々へ逃下（ニゲタツ）テ義兵ヲ擧アゲ、國中コクチニウヲ打順ウチシツガヘテ候ナル間、天下ノ反覆ハフク遠カラジト、謳歌説ウタガセツト滿ミ耳ミミニ候。（太平記

卷十八先帝潜幸芳野事229③）

cf 謳歌ノ説巷説ト云モ同ジ意ナリ。誰レガ云フトモ正体ノナキ説ナリ（太平記抄十八）

参考例の示すように「謳歌説」は「巷説」と同じ、誰が言うともない不確実な説、いわば巷に噂、取り沙汰されることを表すことが分る。尚、今回の調査で「巷説」の他に次の如き漢語類義表現も検出できた。それらを列挙する。

△既奉出大渡之由有其説、武士騒動、然而虚説也、（伏見天皇宸記317上⑧）

△實否ハ不知之、一向虚説也、（ウソ也、多聞院日記二25下⑭）

△寺内事外騒動、於京都門跡ニ付テ雜説有之、後刻聽テ静了、虚説也云々、（言經卿記四173②）

△仍有此召之由有巷説云々、於智曉者、朝夕寓直禁裏、又行武家邊、有漏達之事之由、同以聞巷之風聞也、後聞、此

兩人不下向于閔東云々、若是荒說歟、何是非、眞偽難辨、凡近日此事種々說如此、每事非信用之限、街談巷說雖萬端、實少虛多者也、(花園天皇宸記11上¹²)

△此間人々不安、荒說滿耳、當時仕朝廷之人、大略此人数之由有風聞、諸人如踏水云々、但大略浮說歟、閔東早馬焔洛後、可有沙汰之由風聞、紛々之巷說等不能記盡而已、(同右98上¹⁵)

△世上噉々事。定以令聞及給歟。閩巷之說雖不可有御信受如此人先々不空歟。(吾妻鏡第六22⁷)

△洛中群盜蜂起之由。依有風聞說。(同右第三十三268¹¹)

△武家南山和親等事、縦横說未聞食之間、(園太曆三43²)

△晩より大雪成候、大納言様御帰候由風說也、(家忠日記49⁵)

右に挙げた表現はいずれも多人数で不確であるという意味特徴を持つていと看取される。だから、場合によって表現の重複を避けるため、筆者が斯様な類義表現を書き並べて使うことも考えられる。例えば、右記の『花園天皇宸記』の例のように「巷說」「風聞」「荒說」「種々說」「街談」「浮說」などが併用されていることから裏付けられよう。無論、これらの表現には各々意味上の差異が全くないわけではない。詳細については今後の研究に委ねることになるが、以下気付いたことを述べてみる。一つは不確かな程度に差があるのではないかと思われる。例えば、「虚說」に関しては右の『看聞院日記』の例にある「ウソ也」という割注の示すように全く信憑性のないという程度の甚しい表現である。これは右の『言経卿記』に見える「雑說」と「虚說」との意味上の違いからも察知される。「虚說」は恐らく右に列挙したいくつかの類義表現の中で不確実さの最も強い表現であろう。それに近い意味を持つのは「浮說」「荒說」ではないかと考えられる。また、これらの表現を構成する各形態素の意味による違いも見られるようである。例えば、「風聞」と「風說」とはその後部要素の「聞」と「說」によって、「耳にする(される)」「口にする(される)」という差が見受けられる。「雑說」は「雑」の持っている様々という意味によってその不確かさが生じてくるのである。「種々說」に近い表現と見える。

「巷説」「閭巷説」「街談」「縦横説」はそれらを構成する空間を表す前部要素の広狭によって意味の微差が生じるように思われる。

右記の表現の反対語として次のような表現が見られる。

△成日有_レ憚_レ之條無_二本説_一之由。(吾妻鏡脱漏30⑫)

△可祈禱之由女房等諷諫、未聞本説、不見由緒、(花園天皇宸記286上④)

△史記儒林傳二ハ七十餘国ト云ハ、實説ニアラス。(応永二十七年本論語抄28⑩)

「謳歌」の意味変化の要因と変わった意味を考える場合、右に列挙した類義表現と反対表現を合せて検討する必要がある。

室町時代に於ける「謳歌」は鎌倉時代の意味用法を継承しながら使用されていることが右の考察で明らかになる。つまり、日本文献の「謳歌」は平安時代に中国語の本来の意味を受容した上で、新しい意味が生まれた。中国語から受け継いだ意味と新たに派生した意味は鎌倉時代を経て室町時代に至ってもそのまま保たれていると言つてよい。しかしながら、左記の『新潮現代国語辞典』の「謳歌」の注釈に依れば、平安時代に新しく生じた意味が見えなくなり、寧ろ中国語の本来の意味のみとなつていゝるように思われる。

謳歌 (一)声をそろえてほめたたえること。(二)よい境遇にあることの喜びを外に表すこと。(例略) 146

さて、平安時代に新しく生まれた「謳歌」の意味はいつ消えたのか、恐らく江戸時代に入つてからではないかと推定される。これは右記の『邦訳日葡辞書』には已に「歌謡、または、詩歌」という意味だけで、変化した意味が記されていないことと、左記の『明治期漢語辞書大全』にも「ウタフ」という意味しか記載されていないことから裏付けられよう。

謳歌ウタフ(謳)謡上ニ同シ(大増補漢語大全下365丁ウ③明治期漢語辞書大全13)

「謳歌」の意味について

更に、左記の室町時代末期書写と言われる『印度本節用集』永禄二年本などの三本には「謳歌説」が載っているが、江戸時代後期書写の弘治二年本には「謳歌」のみで、「謳歌説」という変化した意味の生成に伴って生まれ、その強調且つ明瞭たる表現形式が掲載されていないことから示唆される。つまり、室町時代まで続いた平安時代に新たに誕生した「謳歌」の意味が消えたため、その変種形式である「謳歌説」も存続の基盤を失って終に姿を消したのであろう。

室町時代後期書写本

謳歌（永禄二年本節用集66③）

謳歌之説（非本説之義也）（同上69③）謳歌之説（非本説之義也）

謳歌（堯空本節用集60⑦）

謳歌（両足院本節用

集71③） 謳歌之説（非本説之義也）（同上74③）

江戸時代後期書写本

謳歌（弘治二年本節用集68⑧）

室町時代以降の「謳歌」の意味については更に資料等を充実させて右に推定したことを裏付ける必要がある。

結 び

以上、中国語と比較しながら、中日両国語に於ける「謳歌」の意味について考察を施して次の諸点が判明したかと思う。それを簡単に纏めて言えば、次の通りとなる。

「謳歌」は中国語に典故を持つ漢語であるが、奈良時代の文献にはその使用が認められず、平安時代初期の勅撰漢詩集という所謂純漢文に初登場し、中国語の本来の意味のままに用いられている。平安中後期になると、漢詩文に止まらず、公家日記などの和化漢文の世界にも浸入するようになるが、漢語という性質のため、同時代の和文には流入できなかつた。文章ジャンルによる使用上の相違を見せる。亦、中国語の本来の意味を受容しながら中国語には見えない、新しい意味は平安時代極後期頃に公家日記という文献群に於いて生まれた。が、同時代の所謂漢詩文には彼様な意味の変化が

発生していない。文章ジャンルによる意味の差異も見られる。鎌倉時代に入って「謳歌」は漢字によって綴られた漢文のみならず、和漢混淆文にもその使用が拡大する。室町時代に下つても同じことが言える。書記用語的性格からの脱皮を見せている。

「謳歌」の使用範囲の拡大に伴って、意味の変化が起きた。その意味の変化は本来の意味と変化した意味の間に「多数の言語行為」という共通した意味特徴という内部の関連性がある、その表す内容のマイナス化によって出来たであろう。下落という意味変化の起きた意味は平安時代から鎌倉時代を経て室町時代まで用い続けられたが、江戸時代以降にはその使用が見えなくなつて、今日に至る。

「謳歌」の意味変化は日本語に於ける漢語の意味下落という意味変化類型の一つであると考えられる。多様な漢語の意味変化の全容を把握するために以上の如く個々の漢語を考究し、その中から類型性、法則性を記述、解明する必要がある。

注

1、「謳歌」についての先行研究としては管見に及んだところ、佐藤喜代治氏の『日本の漢語』（角川書店昭54年）の中世の漢語の概観に於いて指摘されているのみである。それに依れば『吾妻鏡』では、人々のうわさ、風説という意味に用いている」と記されている。

2、謳歌 亦作謳詞。(1)歌唱（例略以下同）。(2)歌頌（ほめたたえる、筆者訳）。(3)頌歌。（漢語大詞典巻1140、漢語大詞典出版社）

3、日本文献の分類については拙稿「漢語の意味変化について——「料理」を中心に——」（訓点語と訓点資料第100輯、訓点語学会）を参照されたい。

4、拙稿「漢語の意味変化について——「濫吹」を中心に——」（鎌倉時代語研究第18輯、武蔵野書院）を参照されたい。

検索文献

本稿の為に調べた中日両国文献は『鎌倉時代語研究』第21輯に収められている拙稿「民烟」小考と同じくして、それを参照されたい。

(付記)

本稿は平成十一年度鎌倉時代語研究集会に於ける口頭発表をもとに加筆したものである。席上、諸先生より貴重な御教示を賜わった。記して深謝申し上げる。